

自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、たつの市（以下「甲」という。）が設置する電気事業法第38条第3項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条に基づく同法施行規則第52条第2項の規定により「保安管理業務」を委託するにあたり、受託者（以下「乙」という。）が実施すべき必要事項を定める。

2 業務名

たつの市中央学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務

3 委託施設名及び施設の概要

施設名	たつの市中央学校給食センター
所在地	たつの市揖西町小畑489番地15
業種	学校給食センター
設備容量	1600KVA
最大電力	745KW
受電電圧	6600V
発電所	発電機定格出力 48.93KW 発電機定格電圧 210V 原動機種類 太陽電池

4 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 点検頻度

月例点検：1ヶ月に1回の点検及び測定
定期点検：年に1回施設を停止して、点検・測定・試験及び手入れ
精密点検：必要に応じて施設を停止して、点検・測定・試験及び手入れ

6 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

7 保安管理業務

甲の保安規定に基づき実施する乙の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告するとともに、経済産業省令で定める電気設備技術基準の規定に適合しない事項がある場合は、必要な指導又は助言を行うこと。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施
- (2) 電気工作物の維持及び運用を適正に行うための定期的点検、測定及び試験の実施
- (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導および原因探求への協力並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び必要に応じての臨時点検の実施。なお、事故発生時の緊急出動は、休日、夜間にかかわらず行うこととし、これに伴う費用は乙の負担とする。
- (4) 電気工作物に係る経費削減についての点検、測定の実施及び助言を行うこと。
- (5) 職員に対し、電気保安に関する安全教育を必要に応じて行うこと。
- (6) 法令に定める官庁検査の立会い。

8 受電設備補償保険

乙は、落雷、洪水及び河川の氾濫など突発的な電気機器損壊事故に対し、受電設備保障保険制度に乙の負担において加入するものとする。なお、受電設備保障保険の対象機器は電力会社との責任分界点から受変電設備の低圧開閉器 2 次側端子までの機器とする。

9 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立ち入りできない場合の外観点検は、甲が乙より点検方法の指導を受けて実施、その結果を乙に通知するものとする。なお、その点検結果について乙が点検を行う必要があると認めたときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

10 損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負うものとする。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

1.1 大規模災害時の体制

乙は、大規模災害時等で複数施設の電気工作物に事故が発生した場合においても保安管理業務を履行するための適切な措置をとることができるよう予め体制を整備しておくこと。

1.2 再委託の禁止

乙は、受託した保安管理業務を他に委託又は請け負わせてはならない。

1.3 資料の提出

乙は、この仕様書に記載されている各項目を遵守するために、事前に次に掲げる各資料を提出するものとする。

(1) 個人事業者

- ア 資格証明書（電気主任技術者免状の写し）及び実務経歴証明書
- イ 発電所容量並びに換算点数一覧
- ウ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ 受電設備保障制度の資料

（２）法人

- ア 保安管理業務マネジメントシステム
- イ 電気主任技術者数及び受託軒数並びに一人当たり換算点数
- ウ 主たる連絡場所から当該事業場までの距離、到達時間及び交通機関
- エ 緊急時の連絡方法及び連絡先
- オ 受電設備保障制度の資料

1 4 その他

この仕様書に定めのない事項に関しては、甲、乙協議の上決定する。